資金管理業務規程の変更について

本財団は、資金管理業務規程で引用する法令が改正されている事実が判明したこと等の理由により、以下2点について、第62回資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣の変更認可を受けたうえで、変更を行う。

これらの変更による資金管理業務運用への影響は生じない。

1. 道路運送車両法の改正に基づく変更

資金管理業務規程第22条おいて引用している道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第16条第7項は同法第16条第6項へと改正がなされている(平成18年5月19日公布/同年10月1日施行、同法第16条第2項の削除等)。

よって、資金管理業務規程第22条における「道路運送車両法第16条第 7項」を「道路運送車両法第16条第6項」に変更する。

2. その他の変更

資金管理業務規程第22条に規定される再資源化預託金等の取戻し手続きにおいては、当該自動車が輸出されたことを確認するために、国土交通大臣等から次のいずれかの情報提供を再資源化預託金等の返還要件のひとつとしている。

- 輸出抹消登録(輸出抹消仮登録中の自動車)
- ・自動車登録ファイルへの輸出した旨の記録(一時抹消登録中の自動車)
- ・軽自動車検査ファイルへの輸出した旨の記録(軽自動車)

よって、資金管理業務規程第22条の規定について、より正確な表記に変 更する。

なお、他法令から引用している条文については、年1度程度定期的に点検 を行い、他法令の改正による業務規程の変更漏れを防ぐものとする。